

公設児童クラブ用

◎ 申込み時のお願い


例年、入級決定後に利用しない児童が見受けられます。児童数が増加しているクラブもあり、定員を超えることが予想されます。実際に利用する児童のみ、申請してください。
※2カ月程度利用がない場合、入級許可を取り消す場合があります。

令和8年度

つくばみらい市

放課後児童クラブのしおり

〔 継続で利用される方も必ず申請前に内容をご確認いただいてからお申込みください。 〕



必ずお読み
ください。

<お問合せ>

〒300-2395

つくばみらい市福田 195 番地

つくばみらい市教育委員会生涯学習課

TEL：0297-58-2111（内線 7303・7305）

令和8年2月25日現在

目次

1. 放課後児童クラブの概要について (P.2～)

- (1) 趣旨
- (2) 児童クラブ概要
- (3) 入級対象者
- (4) 開級日・開級時間
- (5) 閉級日(お休み)
- (6) 保護者負担金(保育料)について
- (7) 傷害保険について
- (8) 保護者会費(主におやつ代)について
- (9) 福岡小児童の登級について

2. 入級後の注意事項について (P.5～)

- (1) 送迎について
- (2) 家庭・勤務状況・利用期間が変わった場合
- (3) 産前産後休業・育児休業中の児童クラブの利用について
- (4) 児童クラブを欠席する場合
- (5) 児童クラブを退級する場合
- (6) 地震・台風・降雪等災害時における児童クラブの対応について
- (7) 土曜日の児童クラブについて
- (8) 持ち物について
- (9) お弁当について
- (10) 病気やケガについて
- (11) 感染症について

3. 入級申請について (P.7～)

4. 入級審査について (P.8～)

1. 放課後児童クラブの概要について

(1) 趣旨

保護者の就労等により監護を受けられない、市立の小学校に就学している児童を対象とし、これらの児童の健全育成に資するため、児童クラブを運営します。

(2) 児童クラブ概要

市の公設児童クラブは、市の指定する事業者に運営委託しています。

事業者名：株式会社アンフィニ（つくばみらい市板橋1812番地16）

連絡先：0297-20-7573

クラブ名称	開設場所	電話・FAX	利用定員
小絹小児童クラブ	つくばみらい市小絹858番地 (小絹小学校敷地内専用施設)	(0297) 52-2930	120名程度
谷和原小児童クラブ (谷和原小・福岡小)	つくばみらい市加藤241番地 (谷和原小学校内空き教室)	(0297) 52-0111	75名程度
伊奈小児童クラブ	つくばみらい市谷井田2047番地 (伊奈小学校内空き教室)	(0297) 58-5905	70名程度
伊奈東小児童クラブ	つくばみらい市板橋2379番地 (伊奈東小学校内空き教室)	(0297) 58-5966	105名程度
豊小児童クラブ	つくばみらい市豊体1692番地 (豊小学校敷地内専用施設)	(0297) 58-4655	40名程度
小張小児童クラブ	つくばみらい市小張2668番地5 (小張小学校敷地内専用施設)	(0297) 58-5691	40名程度
陽光台小児童クラブ	つくばみらい市陽光台3丁目1番地 (陽光台小学校敷地内専用施設・体育館2階)	(0297) 57-0133	240名程度
富士見ヶ丘小児童クラブ	つくばみらい市富士見ヶ丘2丁目18番地1 (富士見ヶ丘小学校敷地内専用施設・体育館2階)	(0297) 57-0139	280名程度

※陽光台小児童クラブ、富士見ヶ丘小児童クラブについては、児童増加により、専用施設及び体育館2階をクラブ室に使用します。クラス分けについては選択できませんので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

(3) 入級対象者

児童クラブへの入級対象者は、市立の小学校に在籍する児童で、『保護者等の就労、傷病、死亡、その他の理由により、放課後又は下校後において保護者等の監護を受けられない者』とします。(保護者等とは祖父母を含みます。)

(4) 開級日・開級時間

■開級日

毎週月～土曜日（祝日を除く）

■開級時間

平日：放課後～午後6時

土曜日・学校休業日：午前7時30分～午後6時

※土曜日に開級する児童クラブは、小絹小児童クラブ、伊奈東小児童クラブ、富士見ヶ丘小児童クラブの3施設のみとなります。いずれかの児童クラブを選択していただきます。希望者がいない場合は、閉級となります。学校行事開催時については6ページの(7)をご覧ください。

※土曜日に児童クラブを利用希望の方や午後6時までにお迎えが間に合わない日がある方は、入級申請時もしくは前月10日までに申請が必要です。特別な事情があると認められたときは午後7時まで延長できます。(お迎え時間厳守)

(5) 閉級日（お休み）

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日（祝日）
- ③ 夏期休日（盆休み）： 8月13日～16日
- ④ 年末年始： 12月29日～翌年1月3日
- ⑤ 教育長が特に必要と認めた日（災害等で危険と判断した日等）

(6) 保護者負担金（保育料）について 大切なことなので、よく確認してください。

通年

期間限定

月	月額
8月以外	4,000円
8月	6,000円

月	月額
8月以外	2,000円
8月	6,000円

※負担金の日割計算はありません。当該月において、登級の有無に関わらず、月額分がかかります。

■納入義務者 児童の保護者

■納入方法 □座振替

市内各金融機関に設置してある「市税等口座振替依頼書（つくばみらい市専用）」にご記入の上、各金融機関窓口で手続きが必要です。（市役所では手続きできません）

※振替ができるまでに1～2か月かかることがありますので、振替開始前は市役所から送付される納付書を持参し、次の場所で納入して下さい。

市役所	
【平日】 伊奈庁舎会計課・谷和原庁舎市民窓口課 午前8時30分～午後5時15分	【日曜日】 伊奈庁舎市民窓口課（第2・4日曜日） 谷和原庁舎市民窓口課（第1・3日曜日） 午前8時30分～ <u>正午</u>
市内金融機関	
常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、茨城みなみ農業協同組合、水戸信用金庫、結城信用金庫、中央労働金庫	

■負担金の納入期限日（口座振替日）

毎月末日（末日が土日祝日の場合は翌平日）毎月の広報紙をあわせてご確認ください。

■負担金の免除 ※内容が変更になる場合があります。

下記のいずれかに該当するとき、負担金は全額又は半額免除になります。

1. 生活保護法による要保護世帯（認定期間中全額免除）
2. 準要保護（就学援助）世帯（認定期間中全額免除）
3. 児童の欠席期間が、月の初めから末日まで及んだときの当該月分（全額免除）
※欠席する前月20日までに、欠席連絡届を生涯学習課へ提出した場合のみ適用
4. 同一世帯の児童が通年で2人以上同時に登級している場合、2人目以降の児童（半額免除）

■負担金の滞納

負担金を滞納し、督促状の納入期限を経過しても滞納が続いた場合は、当該児童の入級許可が取り消し（退級）になります。

（つくばみらい市放課後児童健全育成事業実施要綱第8条第1項第4号）

(7) 傷害保険について

児童クラブでの万が一の事故（自分がケガをした場合、相手にケガをさせた場合等）に備え、必ず傷害保険に加入していただきます。保険料は、入級初月（もしくは登録初月）の児童クラブ保護者負担金と合わせてお支払いいただきます。保険料の免除はありません。

■保険名

放課後子ども総合プラン保証制度（保険代理店：㈱サリージョイス・ジャパン）

■加入金額

児童 1 人につき年額800円（中途加入も同額）保護者負担
（金額、内容等の変更がある場合があります。）

■対象事故

- ①クラブ開級中の事故・ケガ（熱中症・食中毒含む）
- ②学校及び住居から児童クラブまでの往復間の事故（児童クラブの送迎中）

■保険内容

〈傷害保険金額〉				〈賠償責任保険支払限度額〉	
死亡	後遺障害 (最高)	入院日額(事故 発生日から 180日限度)	通院日額(事故発生 日か180日限度)	対人賠償	対物賠償
4,000 万円	4,000 万円	4,000円	1,500円	1人1億円 1事故5億円	1事故 1,000万円

(8) 保護者会費（主におやつ代）について

児童クラブへ直接お支払いいただきます。期間限定で入級する児童や食物アレルギーのある児童など、詳細については入級する児童クラブへご確認ください。

■保護者会費の額

月額2,000円 ※金額や内容が変更になる場合があります。

※支払方法は各児童クラブによって異なります。欠席・退級の場合も、原則として、日割り計算・返金はできません。

(9) 福岡小児童の登級について

平日の月曜日から金曜日までの下校時、福岡小児童は専用車両で谷和原小児童クラブへ移送します。

■その他運行日

- ・土曜日の学校行事（PTA・授業参観日等）がある日
※上記の日に児童クラブを利用する場合は事前に児童クラブへお知らせください。
※希望者がいない場合は、「運休」になります。
- ※学校が休みの日（土曜日、長期休業日、振替休日、県民の日等）は、運行はありません。

2. 入級後の注意事項について

(1) 送迎について

■児童の送迎は、保護者が行うことを原則とします。やむを得ず保護者が送迎できない場合、保護者に代わる大人（高校生以下不可）も認めますが、情報交換のため、月に一度は保護者による送迎をお願いいたします。児童の安全のため、必ず保護者または保護者に代わる大人（高校生以下不可）が児童クラブ室入口まで送迎してください。児童だけで児童クラブへの登級や帰宅することは認めておりません。

- 送迎については必ず開級時間内をお願いします。
- 習い事などがある日の送迎は、ご家庭で対応していただきます。習い事などへ行ってから児童クラブへ戻ることはできません。
- 早退、迎えが遅くなる場合や、迎えの人が変更になる場合には必ず保護者の方から、電話にて児童クラブへ連絡してください。
- お迎えの時間が午後7時を過ぎることがある方は、速やかにつくばみらい市ファミリーサポートセンターの利用をご検討ください。
(社会福祉協議会本所事務局/きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館内)
(電話番号) 0297 (57) 0123

(2) 家庭・勤務状況・利用期間が変わった場合

住所や連絡先、家族の状況、利用期間等が申請時と変わった場合には、生涯学習課まで速やかにその旨を届出してください。また、勤務状況が申請時と変わった場合には、必ず就労証明書をご提出ください。

(3) 産前産後休業・育児休業中の児童クラブの利用について

産前産後休業(労基法第65条) 期間(産前6週(多胎妊娠の場合14週)、産後8週)は、児童クラブの利用が可能です。なお、「育児休業」については、休業中、児童クラブを利用できません。年度途中で育児休業を取得される場合、一旦退級もしくは、勤務先からの復帰予定証明書等を提出していただき、職場復帰するまでの間、児童クラブを欠席していただきます。(欠席期間中の保護者負担金はかかりません)

(4) 児童クラブを欠席する場合

- 間違い下校を防止するために、欠席する場合は必ず保護者の方から、学校と児童クラブ双方に連絡してください。また、「児童クラブは休み」ということを児童自身にもお伝えください。

欠席の確認が取れない場合、保護者に連絡をさせていただきます。

- 1ヶ月以上長期で欠席する場合には、必ず欠席する前月20日までに下記①いばらき電子申請・届出サービスから申請、または「欠席連絡届」を②へ提出してください。

①いばらき電子申請・届出サービス(右のQRコード) ⇨

②生涯学習課



- 通年利用の方で、8月の夏期休業日に児童クラブを欠席し、開校日のみ利用される場合も、上記方法で申請してください。事前に申請がない場合、通常月額6,000円をご負担いただきますのでご注意ください。

※事前に申請がないと児童の出欠管理ができませんので、通常の保護者負担金をお支払いいただきます。

※児童クラブの登級管理アプリ「りんくる」ではありません。

(5) 児童クラブを退級する場合

退所する月の末日までに「児童クラブ退級申出書」をいばらき電子申請・届出サービスから申請してください。

(6) 地震・台風・降雪等災害時における児童クラブの対応について

- 台風や降雪等で学校が危険と判断し、自宅待機を目的とした“休校”を決定した場合、児童の安全を最優先に考え、お休み（閉級）になります。“早帰り”を決定した場合、原則開級します。
- 学校の休校日(夏休みや土曜日等)に当たる場合には、生涯学習課で判断し児童クラブから連絡いたします。電話が通じない大災害の場合には、連絡が無くとも閉級と判断してください。
- 台風や降雪等で登校時間が遅れた場合、登校時間までの時間は開級しません。

(7) 土曜日の児童クラブについて (P2 (4) 開級日・開級時間参照)

お弁当、おやつは自宅から持参になります。また、土曜日開催の運動会や授業参観等に保護者が参加できない場合や、授業参観後の懇談会や奉仕作業の間に預かりを希望する方がいる場合は全児童クラブを開級しますので、事前に児童クラブへお知らせください。希望者がいない場合は「閉級」になります。

(8) 持ち物について

児童クラブごとに必要となるものが異なりますので、入級決定後、直接児童クラブへご確認ください。

(9) お弁当について

休校日、土曜日など給食がない日には、お弁当を持参してください。1年生は、入学当初から4月中旬まで給食がありません。学校からのお便りを確認してください。

(10) 病気やケガについて

発熱やケガが発生した場合、応急処置は児童クラブで行いますが、必要がある場合、保護者の職場等に様子を連絡し、保護者の方にすぐにお迎えに来ていただきます。症状によっては指示を仰ぎ、病院へすぐに連れて行きます。

(11) 感染症について

感染症と診断された時やその恐れがある時は、必ず、児童クラブへ下記の点を連絡してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 疾患者名② 疾患名③ 登校(級)できるかどうか、出席停止の日数等④ 家族構成とその健康状況 |
|--|

出席停止の期間は、必ず医師の指示に従ってください。出席停止の間中は児童クラブを欠席していただきます。(学校保健安全法施行規則に基づく。)

保護者の皆さまへお願い

- ◆ 子どもたちは保護者の方の帰りを心待ちにしていますので、お仕事等からの帰宅時は子どもの迎えを最優先にお考えください。
- ◆ 仕事が休みの日など、保護者等が監護できる場合には、利用できません。
- ◆ 児童クラブは集団保育を基本としています。児童を安全にお預かりするため、児童の状況や保育等について相談させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ◆ 児童クラブは子どもたちが課業から離れ、のびのびと過ごせる場所を提供していますが、同時に集団生活の場でもあります。自分勝手な行動は、事故やケガの原因となるため、お子さんに対して、支援員等の指示や児童クラブのルールを守り、友達と仲良く過ごせるよう、家庭内でもきちんと指導してください。支援員等の指示を守らず、繰り返し他人への迷惑・危険行為等を続けた際には安全が保障できないため、児童クラブを退級していただく場合があります。
- ◆ 不審者や車上荒らし等の被害防止のため、車のエンジンをかけたまま、小さなお子様を乗せたまま等での迎えは、お止めいただきますようお願いいたします。



3. 入級申請について

■新年度受付

- 受付期間：令和7年11月10日（月）午前9時から
令和7年11月21日（金）午後5時まで
（夏休み等の期間限定で利用希望の場合も、上記期間中に申請してください。新年度受付期間に申込みした方から審査・決定します。）
- 受付方法：いばらき電子申請・届出サービス（児童クラブでは受付できません）
（特別な事情により電子申請が困難な方は、事前に生涯学習課までご相談ください。）
- 入級決定：申請順の許可ではなく、保護者の状況などを考慮のうえ、書類審査後の1月末から順次決定（許可・不許可）通知します。
- 注意事項：①定員に空きが無い場合、空きが出るまで待機していただくことはできませんので、あらかじめご了承ください。
②申請書類に不備がある場合、決定（許可・不許可）の通知をお出しすることができません。申請前に必ず再度ご確認くださいよう願いたします。生涯学習課からのメール等の連絡は、速やかに確認してください。
③入級決定後、4月までは申請区分（通年・期間）の変更はできません。

■2次募集 定員に空きがある場合に募集します（2月上旬予定）

- 募集のお知らせは、1月中旬頃にホームページに掲載します。

新年度受付 (いばらき電子申請・届出サービス)	2次募集 (市ホームページ)
	

■**随時募集（5月からの利用になります。4月からの利用はできません。）**

2次募集後、児童クラブの定員に空きがある場合、申請可能です。

- 受付期間：利用希望月の前月10日まで（期間限定で申込みされる方も同様です。）
※原則として、その翌月1日以降からの入級の許可（不許可）決定を行います。
- 受付方法：新年度受付同様
- 入級決定：書類審査後、順次決定（許可・不許可）通知いたします。
- その他、新年度受付の注意事項の①、②と同様

■ **必要書類等** 以下に該当する書類のデータもしくは写真を添付してください。

65歳未満の同居する方（世帯分離を含む）全員分



保育を必要とする理由	必要書類	添付書類・備考
就労（自営業含む）	就労証明書	自営業や農業の方は就労証明書のほかに ・開業届 ・営業許可書 ・直近の確定申告書 などの運営していることが確認できる書類の写し の提出が必要
求職	確約書	入級日から2ヶ月以内に就労証明書の提出が必要
介護・看護		障害者手帳または介護保険証、診断書等の写し
疾病等		診断書等の写し
出産		出産予定日が確認できる母子手帳の写し
学生		保護者：在学証明書、保護者以外の同居家族：学 生証の写し（高校生までは不要）

※就労証明書、確約書は市ホームページに様式を掲載しています（児童クラブ、生涯学習課でも配布しています）。当該様式以外の様式では受理できません。

※就労証明書は、令和8年度保育施設入所申請に提出したものをご利用いただけます。
ただし、発行日より6か月を経過しない場合に限りです。

《該当する場合のみ申請》※電子申請のみ

児童クラブ入級申請ページ内で、項目を選択・入力していただきます。入級申請時に入力した方は不要です。入級申請後に申請する場合は以下のQRコードより申請してください。利用する月の前月10日までに申請が必要です。

利用延長申請 （午後6時までにお迎えが間に合わない方）	土曜日利用申請 （土曜日に利用を希望する方）
	

4. 入級審査について

1. 予定定員を上回る申し込みがある場合、次の児童を優先させていただきます。

優先順	状況
1	学年の低い順
2	ひとり親またはこれに準じる世帯
3	保護者の疾病等のため保育ができない家庭
4	世帯員に障害者手帳の交付を受けた者がおり、他の世帯員の介護等を必要とするため、対象児童の保育が十分に行われないと認められる世帯
5	通年利用の方
6	きょうだいが同児童クラブに申込みしている

※教育長が上記以外の特別な事情があると認める場合は優先することがあります。

2. 前ページの表で優先順位が同一の場合、下記審査基準表の合計点数が高い世帯の児童から決定します。

審査基準表

保護者の状況		点数
就労 月20日以上	1日8時間以上	19
	1日6時間以上8時間未満	18
	1日4時間以上6時間未満	17
	1日4時間未満	16
就労 月17日以上20日未満	1日8時間以上	18
	1日6時間以上8時間未満	17
	1日4時間以上6時間未満	16
	1日4時間未満	15
就労 月15日以上17日未満	1日8時間以上	17
	1日6時間以上8時間未満	16
	1日4時間以上6時間未満	15
	1日4時間未満	14
就労 月12日以上15日未満	1日8時間以上	16
	1日6時間以上8時間未満	15
	1日4時間以上6時間未満	14
	1日4時間未満	13
就労 月12日未満	1日8時間以上	15
	1日6時間以上8時間未満	14
	1日4時間以上6時間未満	13
	1日4時間未満	12
入院		20
障がい ※1		18
通院（1ヶ月以上にわたる定期的な通院）		17
出産		16
介護・看護		16
学生 ※2		15
求職		3
上記以外の特別な事情がある場合		2～20

※1. 障害者手帳の交付を受けた方

※2. 「学生」とは国公立、学校法人の運営する学校、専門学校、職業訓練校等への通学者とし、自宅学習は認められません。

※3. 父母それぞれの基準指数を合算し、世帯の点数により選考します。

※4. 複数の状況に該当する場合、最も高い点数で選考します。

※5. 優先順位を判断するための必要書類が未提出の場合は点数の加算はありません。